看板及び広告器具							
看板、ネオンサイン及び気球							三
マネキン人形及び模型							二
その他のもの							一〇
主として金属製のもの							一〇
その他のもの							五
容器及び金庫							
ボンベ							六
溶接製のもの							八
鍛造製のもの							一〇
塩素用のもの							
その他のもの							七
ドラムかん、コンテナーその他の容器							
大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）							二三
その他のもの							二五
金属製のもの							二〇
その他のもの							
金庫							
手さげ金庫							三
その他のもの							三
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具							
スポーツ具							五
劇場用観客いす							二
どんちょう及び幕							五
衣しょう、かつら、小道具及び大道具							一〇
その他のもの							
主として金属製のもの							一〇
その他のもの							五
生物							
植物							一五
その他のもの							二
動物							四
魚類							八
鳥類							
その他のもの							
前掲のもの以外のもの							
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード							二
シート及びロープ							二

自動販売機（手動のものを含む。）							五
無人駐車管理装置							五
焼却炉							五
その他のもの							一〇
主として金属製のもの							一〇
その他のもの							五
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの							一五
主として金属製のもの							八
その他のもの							
無形減価償却資産							
意匠権							七
商標権							一〇
ソフトウエア							
複写して販売するための原本							三
その他のもの							五
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金							
建物							
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの							五〇
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの							四七
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの							
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの							三四
飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの							四一
その他のもの							
旅館用又はホテル用のもの							三一
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの							三九
その他のもの							三九
店舗用のもの							三九
病院用のもの							三九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの							三八
公衆浴場用のもの							三一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの							
その他のもの							三一
倉庫事業の倉庫用のもの							三八
その他のもの							
その他のもの							